

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月10日提出
【計算期間】	第1期中(自 2025年1月14日至 2025年7月13日)
【ファンド名】	V I X 短期先物指数 E T F
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松永 みどり
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-6843-1413
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

1【ファンドの運用状況】

【VIX短期先物指数ETF】

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	4,469,884,638	53.02
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	3,960,340,144	46.98
合計(純資産総額)		8,430,224,782	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	8,456,583,459	100.31

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	367,159,079	4.36

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
2025年 1月末日	227	—	874	—	875.2
2月末日	481	—	927	—	925.9
3月末日	743	—	1,018	—	1,072.5
4月末日	981	—	1,183	—	1,190
5月末日	1,753	—	1,008	—	1,015
6月末日	3,974	—	912	—	898
7月末日	8,430	—	815	—	790.1

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
当中間期	2025年 1月14日～2025年 7月13日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
当中間期	2025年 1月14日～2025年 7月13日	14.50

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【VIX短期先物指数ETF】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2025年 1月14日～2025年 7月13日	9,380,000	2,720,000

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年 1月14日から2025年 7月13日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【VIX短期先物指数ETF】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

当中間計算期間末 (2025年 7月13日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	2,186,755,860
コール・ローン	89,925,678
国債証券	3,212,926,674
派生商品評価勘定	562,660
未収利息	3,366
差入委託証拠金	1,868,248,942
流動資産合計	7,358,423,180
資産合計	7,358,423,180
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	512,876,431
前受金	1,138,787,313
未払受託者報酬	402,037
未払委託者報酬	6,754,168
その他未払費用	5,293,061
流動負債合計	1,664,113,010
負債合計	1,664,113,010
純資産の部	
元本等	
元本	6,660,000,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	965,689,830
元本等合計	5,694,310,170
純資産合計	5,694,310,170
負債純資産合計	7,358,423,180

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

当中間計算期間 (自 2025年 1月14日 至 2025年 7月13日)	
営業収益	
受取利息	2,266,450
有価証券売買等損益	12,723,887
派生商品取引等損益	252,559,216
為替差損益	38,531,692
その他収益	3,491,154
営業収益合計	195,546,033
営業費用	
受託者報酬	402,037
委託者報酬	6,754,168
その他費用	5,497,592
営業費用合計	12,653,797
営業利益又は営業損失（ ）	208,199,830
経常利益又は経常損失（ ）	208,199,830
中間純利益又は中間純損失（ ）	208,199,830
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	757,490,000
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	522,050,000
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	235,440,000
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	965,689,830

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 (2025年 7月13日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 30,000,000円 期中追加設定元本額 9,350,000,000円 期中解約元本額 2,720,000,000円
2. 受益権の総数	6,660,000口
3. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額 965,689,830円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 (2025年 7月13日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありませ
2. 時価の算定方法	ん。 (1)有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「中間注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

当中間計算期間末（2025年 7月13日現在）

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
		うち1年超			

市場取引	株価指数先物取引 買建	6,431,171,395	-	5,918,452,420	512,718,975
合計		6,431,171,395	-	5,918,452,420	512,718,975

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(通貨関連)

当中間計算期末（2025年 7月13日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	298,361,638	-	298,766,842	405,204
	米ドル	298,361,638	-	298,766,842	405,204
合計		298,361,638	-	298,766,842	405,204

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
(1)計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
(2)計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（1口当たり情報に関する注記）

当中間計算期間末 (2025年 7月13日現在)
1口当たりの純資産額 855円

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

資本金の額等（2025年7月末現在）

資本金 370百万円
 発行する株式の総数 12,000株
 発行済株式の総数 7,400株
 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
 該当事項はございません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2025年7月31日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	89	803,287
単位型株式投資信託	47	142,108
単位型公社債投資信託	3	5,792
合計	139	951,187

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			8,322,132		9,552,500
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			20,977		21,486
4 未収委託者報酬			552,306		581,176
5 未収運用受託報酬			2,838,870		2,559,630
6 未収投資助言報酬			59,563		32,759
7 その他			118,097		191,864
流動資産計			11,912,047		12,939,517
固定資産					
1 有形固定資産			14,540		14,046
(1)建物付属設備	*1	3,710		*1	3,066
(2)器具備品	*1	10,830		*1	10,979
2 無形固定資産			580		72
(1)電話加入権		580		72	
3 投資その他の資産			97,218		98,085
(1)投資有価証券		21,684		21,324	
(2)長期差入保証金		74,617		76,044	
(3) その他		916		716	
固定資産計			112,339		112,203
資産合計			12,024,386		13,051,721

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
流動負債					
1	預り金		89,089		83,742
2	未払金		3,127,319		3,595,491
3	関係会社未払金		4,950		4,950
4	未払費用		42,751		44,455
5	未払法人税等		1,531,376		1,162,926

6 未払消費税等		409,975		111,249
7 前受金		37,520		17,980
流動負債計		5,242,983		5,020,795
固定負債				
1 資産除去債務		25,506		25,506
2 繰延税金負債		969		842
固定負債計		26,475		26,348
負債合計		5,269,458		5,047,144
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1)利益準備金	92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	6,291,089		7,540,872	
利益剰余金計		6,383,589		7,633,372
株主資本計		6,753,589		8,003,372
評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		1,337		1,204
評価・換算差額等計		1,337		1,204
純資産合計		6,754,927		8,004,577
負債・純資産合計		12,024,386		13,051,721

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	
		金 額		金 額	
営業収益					
1 委託者報酬		7,871,197		7,670,040	
2 運用受託報酬		5,100,427		5,897,341	
3 投資助言報酬		98,557		133,451	
4 その他営業収益		26,509	13,096,692	55,604	13,756,436
営業費用					
1 支払手数料		139,793		173,353	
2 調査費					
(1)調査費		68,385		72,873	
(2)委託調査費		130,426		73,810	
3 委託計算費		57,665		53,808	
4 通信費		6,449	402,721	8,422	382,269
一般管理費					
1 給料					
(1)役員報酬		1,513,388		1,571,897	
(2)給料・手当		440,373		461,983	
(3)賞与・退職金等		3,004,356		3,431,794	
2 交際費		9,568		8,954	

3 旅費交通費	39,080		20,373	
4 業務事務委託費	29,019		24,833	
5 租税公課	138,578		140,402	
6 不動産賃借料	113,321		119,840	
7 固定資産減価償却費	4,622		5,362	
8 諸経費	*1 276,013	5,568,322	*1 304,033	6,089,474
営業利益		7,125,648		7,284,693
営業外収益				
1 受取利息	3,652		21,905	
2 為替差益	88,131		-	
3 受取配当金	0		-	
4その他の営業外収益	-	91,784	929	22,834
営業外費用				
1 為替差損	-		8,939	
2 投資有価証券売却損	76		12	
3 その他の営業外費用	4	80	38	8,990
経常利益		7,217,352		7,298,537
特別利益				
1 保険金収入	297	297	-	-
特別損失				
1 固定資産除却損	0	0	508	508
税引前当期純利益		7,217,649		7,298,029
法人税、住民税及び事業税	1,910,940	1,910,940	2,048,243	2,048,243
当期純利益		5,306,709		5,249,786

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	2,000,005	2,000,005	2,000,005	-	2,000,005
当期純利益	-	-	5,306,709	5,306,709	5,306,709	-	5,306,709
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	235	235
当期変動額合計	-	-	3,306,704	3,306,704	3,306,704	235	3,306,939
当期末残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927

当期変動額							
剰余金の配当	-	-	4,000,003	4,000,003	4,000,003	-	4,000,003
当期純利益	-	-	5,249,786	5,249,786	5,249,786	-	5,249,786
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	133	133
当期変動額合計	-	-	1,249,783	1,249,783	1,249,783	133	1,249,649
当期末残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 10年～18年

器具備品 3年～15年

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（1）委託者報酬

委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

（3）投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年4回もしくは年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る投資助言報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

（4）成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

* 1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物付属設備	55,251千円	55,895千円
器具備品	33,343千円	37,861千円
計	88,594千円	93,757千円

（損益計算書関係）

*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023年3月31日	2023年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

（リース取引関係）

1．オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	65,716	65,716
1年超	164,290	98,574
合計	230,007	164,290

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	21,684	21,684	-
資産計	21,684	21,684	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	21,324	21,324	-
資産計	21,324	21,324	-

（注）其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24- 3 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	87	21,596	-	-
合計	87	21,596	-	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	-	21,324	-	-
合計	-	21,324	-	-

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレ

ベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	87	-	87
合計	-	87	-	87

（ ）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,596千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（ ）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,324千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	13,164	10,000	3,164
小計	13,164	10,000	3,164
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,519	9,377	857
小計	8,519	9,377	857

合計	21,684	19,377	2,306
----	--------	--------	-------

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	12,751	10,000	2,751
小計	12,751	10,000	2,751
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,573	9,277	704
小計	8,573	9,277	704
合計	21,324	19,277	2,047

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	10,317	0	76

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	87	-	12

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。（退職給付関係）
該当事項はありません。（持分法損益等）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	18,431千円	20,058千円
未払事業税	95,643千円	60,464千円
その他有価証券評価差額金	262千円	222千円
資産除去債務	7,809千円	8,039千円
繰延税金資産小計	122,147千円	88,785千円
評価性引当額（注）	122,147千円	88,785千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	969千円	842千円
固定資産（除去費用）	0千円	0千円
繰延税金負債合計	969千円	842千円
繰延税金負債の純額	969千円	842千円

（注）評価性引当額が33,361千円減少しております。この減少の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が35,178千円減少したことによりです。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因と

なった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	0.9%	0.5%
特別税額控除	5.1%	2.1%
その他	0.1%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.5%	28.1%

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する等の法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更されることとなりました。この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から25年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	25,506千円	25,506千円
時の経過による調整額	-	-
期末残高	25,506千円	25,506千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	3,489,973千円	3,878,257千円
運用受託報酬	1,505,103千円	1,706,530千円
投資助言報酬	98,557千円	133,451千円
成功報酬	7,976,547千円	7,982,593千円
顧客との契約から生じる収益	13,070,182千円	13,700,832千円
その他の収益	26,509千円	55,604千円
外部顧客への売上高	13,096,692千円	13,756,436千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,871,197	5,100,427	98,557	26,509	13,096,692

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,670,040	5,897,341	133,451	55,604	13,756,436

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
8,001,109	4,944,390	151,191	13,096,692

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
7,843,526	5,776,762	136,148	13,756,436

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	4,944,390	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	5,776,762	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 （千円）	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	（被所有） 直接・ 100％	持株会社形式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導・管理料 の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 （千円）	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
-----	------------	-----	--------------------------	---------------	-------------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	(被所有) 直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950
-----	-----------------------------	---------	---------	----------	---------------	--------------------	-------------	--------	---------	-------

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件により報酬の支払いを行っております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント(香港)カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業及び投資信託事務委託業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注)	4,944,390	未収運用受託報酬	2,820,466
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント(株)	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	-	投資助言契約 私募集取契約 役員の兼任	投資助言報酬の受取(注) 私募集取手数料の受取(注)	72,815 21,703	未収投資助言報酬 その他流動資産	46,695 12,713

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント(香港)カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業及び投資信託事務委託業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注)	5,776,762	未収運用受託報酬	2,537,584
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント(株)	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	-	投資助言契約 経営助言等契約 私募集取契約 役員の兼任	投資助言報酬の受取(注) 経営助言等報酬の受取(注) 私募集取手数料の受取(注)	84,962 10,815 33,763	未収投資助言報酬 その他流動資産 その他流動資産	21,045 4,719 9,506

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. シンプレクス・アセット・マネジメント(香港)カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
2. シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社との投資助言契約、経営助言等契約及び投資事業有限責任組合の持分の私募集取扱いに関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
3. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額 912,828円05銭	1株当たり純資産額 1,081,699円66銭
1株当たり当期純利益金額 717,122円91銭	1株当たり当期純利益金額 709,430円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	5,306,709 千円	5,249,786 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	5,306,709 千円	5,249,786 千円
期中平均株式数	7,400 株	7,400 株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	高橋	秀和
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	倉持	奈美子
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月26日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 高見 昂平

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているVIX短期先物指数ETFの2025年1月14日から2025年7月13日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、VIX短期先物指数ETFの2025年7月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月14日から2025年7月13日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。